

第三次国立市子ども総合計画中間評価

令和2年3月

国立市子ども総合計画審議会

目次

| | |
|----------------------|----|
| 1. 中間評価の目的と留意点 | 3 |
| 2. 審議会の経過と進め方 | 4 |
| ① 審議会の経過 | 4 |
| ② 審議会の進め方 | 5 |
| 3. 評価の視点 | 6 |
| 4. 評価内容 | 8 |
| ① 新規重点的取組み | 9 |
| ② 重点的取組み中間評価 | 19 |
| 5. 国立市子ども総合計画審議会条例 | 58 |
| 6. 国立市子ども総合計画審議会委員名簿 | 60 |

1. 評価の目的と留意点

国立市では、平成28年（2016年）3月に、第三次国立市子ども総合計画を策定している。本計画は、国立市総合基本計画の下、前計画の第二次国立市子ども総合計画を継承し、社会全体で子どもとその家庭を支援する総合的な計画として位置付けるものである。

本計画の期間は、国立市総合基本計画の第1次基本計画における、平成28年度（2016年度）から令和5年度（2024年度）までの8年の期間と連動させるよう、同じ期間としており、中間評価についても、第一次基本計画と同様、中間年となる令和元年度（2019年度）に行うこととしている。

計画の評価の目的は、計画策定より4年が経過したことから、計画に示している各種施策の達成状況を把握するとともに、残る4年間の施策の方向性を改めて示すことである。評価にあたっては、計画策定より今日までの国、都及び市の施策の動向、社会経済情勢の変化や市民の意向などに留意し、必要に応じて取組み内容の大幅な見直しや新規取組みの追加についても審議するものである。

なお計画の中間評価にあたっては、国立市子ども総合計画審議会条例第2条第2号の規定により、国立市子ども総合計画審議会において行う。

2. 会議の経過と進め方

① 会議の経過

国立市子ども総合計画審議会では、令和元年度に以下のとおり全9回にわたり会議を開催し、中間評価に係る審議を行った。

| | 年月日 | 項目 | 内容 |
|------------------|---------------------------------|---|---|
| 令和元年度 | 令和元年 5月28日（火） | 第1回 国立市子ども総合計画審議会 | (1) 諮問 (2) 子ども・子育て支援事業計画の概要について (3) 子ども・子育て支援事業計画に伴う各課ヒアリング結果について (※6事業分) |
| | 令和元年 6月26日（水） | 第2回 国立市子ども総合計画審議会 | (1) 子ども・子育て支援事業計画に伴う各課ヒアリング結果について (※9事業分) |
| | 令和元年 7月30日（火） | 第3回 国立市子ども総合計画審議会 | (1) 「地域子ども・子育て支援事業（10事業分）」の分析の再報告について |
| | 令和元年 8月27日（火） | 第4回 国立市子ども総合計画審議会 | (1) 委嘱状交付 (2) 各施策のニーズ量及び確保提供量と、今後の方向性について (3) 「子ども・子育て支援事業計画（第二期国立市放課後子ども総合プラン含む）」の骨子案について |
| | 令和元年 11月8日（金） | 第5回 国立市子ども総合計画審議会 | (1) 「第二期国立市子ども・子育て支援事業計画」及び「第二期国立市放課後子ども総合プラン」（素案）について (2) 「第三次国立市子ども総合計画」重点的取組みの達成状況（中間評価）の報告・評価について (3) その他 |
| | 令和元年 11月25日（月） ～12月16日（月） | パブリック コメントの実施 | (1) 市ホームページ、児童青少年課窓口、市役所情報公開コーナー、北市民プラザ、南市民プラザ、国立駅前くにたち・こくぶんじ市民プラザ、図書館、公民館に「第二期国立市子ども・子育て支援事業計画（素案）」と意見投函箱の設置 |
| | 令和元年 12月13日（金） | 第6回 国立市子ども総合計画審議会 | (1) 「第三次国立市子ども総合計画」重点的取組みの達成状況（中間評価）の報告・評価及び新規重点内容について |
| | 令和元年 1月31日（金） | 第7回 国立市子ども総合計画審議会 | (1) パブリックコメント等の結果の報告について (2) 「第二期国立市子ども・子育て支援事業計画」及び「第二期国立市放課後子ども総合プラン」の答申 (3) 「第三次国立市子ども総合計画」重点的取組みの達成状況（中間評価）の報告・評価について |
| | 令和元年 2月20日（木） | 第8回 国立市子ども総合計画審議会 | (1) 「第三次国立市子ども総合計画」重点的取組みの中間評価について |
| 令和元年 3月10日（火） | 第9回 国立市子ども総合計画審議会 | (1) 「第三次国立市子ども総合計画」中間評価の答申 (2) 次年度について | |

※本表に記載する審議会の内容においては、第二期国立市子ども・子育て支援事業計画策定及び第二期国立市放課後子ども総合プラン策定に伴う審議が含まれる。

② 会議の進め方

本計画の中間評価は、重点的取組みとして本計画に示す21の取組みに対して行う。

中間評価の実施にあたっては、重点的取組みを実施する部局に当該取組みに対する自己評価表を提出いただき、この評価表を基に、取組みの内容及び今後の方向性について確認、達成状況に対する意見、審議会としての評価について議論した。

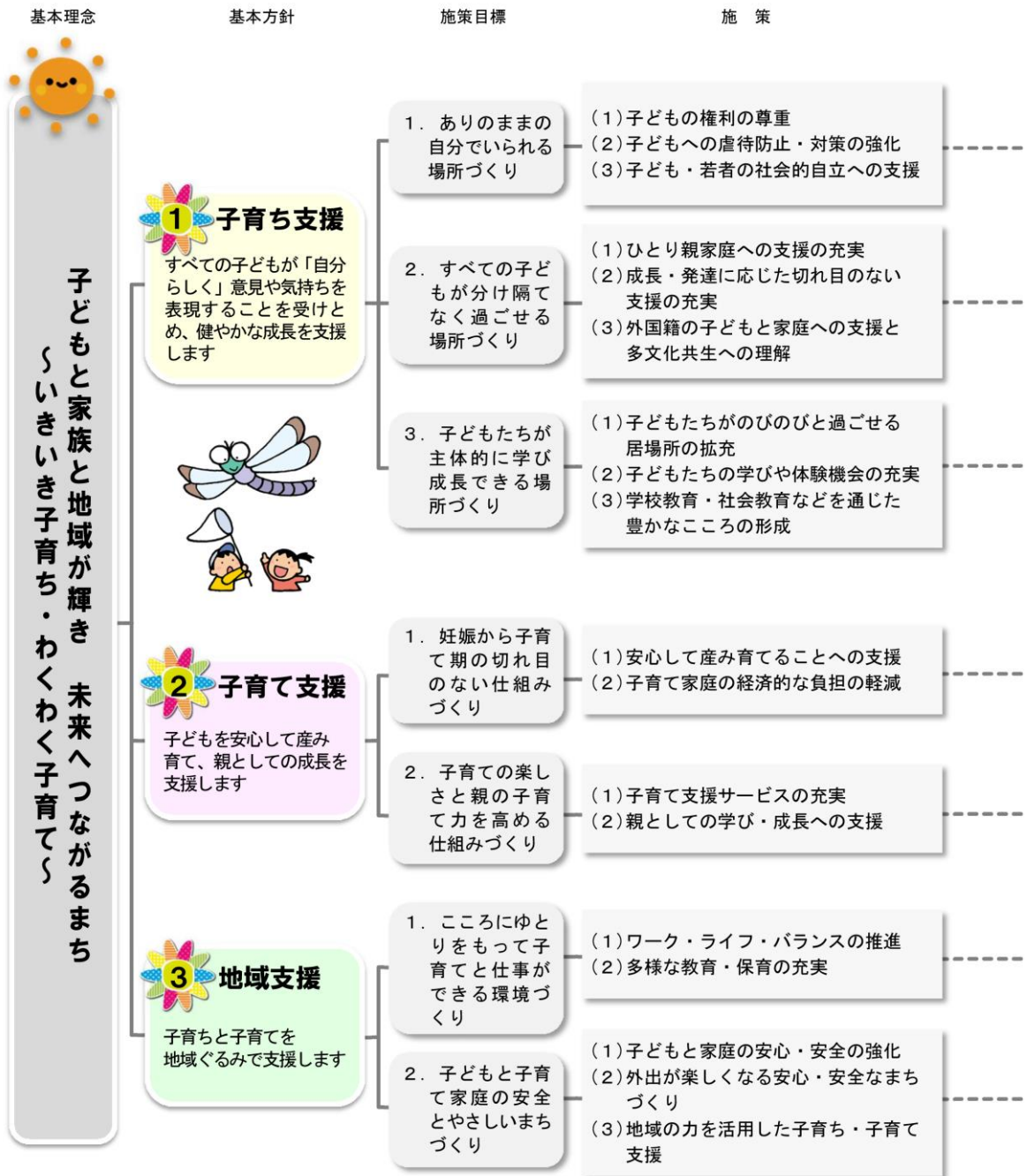
また、本計画策定当時から中間評価年度までの4年間において、事業の創設や社会情勢の変化があったことを踏まえ、新たに重点項目として追加させたい事業について事務局より報告を受け、これについて議論した。

加えて、いくつかの重点的取組みについての議論は、国立市子ども・子育て支援事業計画や、国立市放課後子ども総合プランに係る議論と重複することから、第二期国立市子ども・子育て支援事業計画及び第2期国立市放課後子ども総合プランの策定に係る議論と兼ねている。

3. 評価の視点

評価にあたっては、第三次国立市子ども総合計画の基本理念、基本方針並びに施策目標に対する取り組み達成状況を評価の視点とする。

4 施策の体系



5 計画の重点的取組み



第三次国立市子ども総合計画では、次の取組みを重点的に推進していくこととします。

| | |
|------------------------------|----------|
| ■子どもの権利を守る体制づくりの推進 | 42 ページ参照 |
| ■子どもの権利を具体化する子ども参画の仕組みづくりの推進 | 44 ページ参照 |
| ■子ども虐待対策の充実 | 49 ページ参照 |
| ■課題を抱える子ども・若者支援の推進 | 54 ページ参照 |

| | |
|------------------|----------|
| ■ひとり親家庭の自立支援の強化 | 59 ページ参照 |
| ■子どもの発達総合支援事業の充実 | 61 ページ参照 |
| ■外国籍の生徒への学習支援の充実 | 67 ページ参照 |

| | |
|---------------------------------|----------|
| ■「主人公は子ども」と捉えた児童館事業の強化推進 | 73 ページ参照 |
| ■「放課後子ども総合プラン」の推進 ★ | 75 ページ参照 |
| ■矢川公共用地(都有地)に子育て支援関連施設整備を検討する事業 | 78 ページ参照 |
| ■様々な子どもの体験・交流事業の推進 | 82 ページ参照 |
| ■グローバル人材育成事業の推進 | 84 ページ参照 |
| ■幼・保・小・中学校の交流と連携の推進 | 87 ページ参照 |

| | |
|---------------------|-----------|
| ■子ども・子育て総合相談窓口の創設 ★ | 98 ページ参照 |
| ■生活困窮世帯への学習支援事業の推進 | 104 ページ参照 |

| | |
|-------------------|-----------|
| ■子育てに関する情報提供事業の充実 | 109 ページ参照 |
|-------------------|-----------|

| | |
|-----------------------------------|-----------|
| ■「国立市第五次男女平等・男女共同参画推進計画」に則した事業の推進 | 123 ページ参照 |
| ■保育サービスの整備・提供体制の充実 | 127 ページ参照 |

| | |
|----------------------------|-----------|
| ■あらゆる事件・事故から子どもを守るまちづくりの推進 | 132 ページ参照 |
| ■国立駅周辺に子育て支援施設の整備を検討する事業 | 135 ページ参照 |
| ■地域の子どもは地域が育てる放課後学習支援教室の推進 | 138 ページ参照 |

★印のついた取組みは、「国立市子ども・子育て支援事業計画」において掲げている事業です。

(第三次国立市子ども総合計画より抜粋)

4. 評価

各事業は、次の基準のもと、その達成度を（高 中 低）の三段階で評価している。

高…当該事業の取組み内容を完遂または経常的に実施しており、施策目標を達成している。

中…当該事業の取組み内容を実施しており、施策目標を推進している状態にある。

低…当該事業の取組み内容が未実施、または代替事業の検討も行われていない状態で、施策目標の推進に至っていない。

① 新規重点的取組み

- ・子どもの人権オンブズマンの取組み
- ・幼児教育推進プロジェクト「ここすき！」
- ・課題を抱える子ども・若者支援の推進

② 重点的取組み中間評価

- ・子どもの権利を守る体制づくりの推進
子どもの権利を具体化する子ども参画の仕組みづくりの推進
- ・子ども虐待対策の充実
- ・ひとり親家庭の自立支援の強化
- ・子どもの発達総合支援事業の充実
- ・外国籍の生徒への学習支援の充実
- ・「主人公は子ども」と捉えた児童館事業の強化推進
- ・「放課後子ども総合プラン」の推進
- ・矢川公共用地（都有地）に子育て支援関連施設整備を検討する事業
- ・様々な子どもの体験・交流事業の推進
- ・グローバル人材育成事業の推進
- ・幼・保・小・中学校の交流と連携の推進
- ・子ども・子育て総合相談窓口の創設
- ・生活困窮世帯への学習支援事業の推進
- ・子育てに関する情報提供事業の充実
- ・「国立市第五次男女平等・男女共同参画推進計画」に則した事業の推進
- ・保育サービスの整備・提供体制の充実
- ・あらゆる事件・事故から子どもを守るまちづくりの推進
- ・国立駅周辺に子育て支援施設の整備を検討する事業
- ・地域の子どもは地域が育てる放課後学習支援教室の推進

① 新規
重点的取組み

【新規】子どもの人権オンブズマンの取り組み（P43） ● ● ● ● ● ● ● ●

【担当部署】：オンブズマン事務局

① 「重点的取組み」とする主旨

第三次国立市子ども総合計画では、「『(仮称) 国立市オンブズマン制度』の創設」として取組みを掲載していたが、平成28年12月に国立市オンブズマン条例が制定、翌年4月より施行されたことに伴い、具体的な施策展開に動いている現状から、取組みの名称を改めつつ、重点的取組みへ引き上げるもの。

② 取組み内容

子どもを人権侵害から救済するため、調整活動や救済の申立てに基づく調査を実施し、調査等の結果、必要に応じて是正等の措置を講ずるよう勧告や制度改善を求める意見表明を行う。相談に対する解決方法を子どもと一緒に考え助言することで、子どもの相談する力や自ら問題解決に臨む力の育成を図る。また、子ども一人一人の人権を尊重し、子どもの人権意識を育むための周知啓発を行う。

③ 現在までの経緯

1. 相談・申立てについて

(1) 件数

平成29年度は相談17件、申立て1件、
平成30年度は相談26件、申立て1件となっている。

(2) 相談内容

いじめ、不登校、虐待、学校・教職員の対応、学習・進路の悩み、友人関係、
学校生活について等

(3) 調整・調査活動内容

子どもや保護者からの聴取を行い、子ども本人の意思を最大限尊重して、学校や教育委員会との協議・調整、事実関係の調査を実施した。活動の結果、「子ども本人と先生が直接話し、友達と仲良くするための解決策を考えることができた」「先生との関係が改善して気持ちよく登校できるようになった」等の改善をすることができた。

2. その他の実績について

(1) 周知活動

オンブズマンカードやリーフレットの配布、市民まつりや小中学校の朝会等における周知活動、子どもの人権オンブズマンキャラクター名募集企画、周知度調査の実施

(2) 相談体制の整備

フリーダイヤルの設置、出張相談会の実施（学校、北市民プラザ、南市民プラザ）

(3) 人権意識の醸成

市報による子どもの権利の周知、機関紙「オンブズマン通信」の配布、子どもオンブズマン座談会「Meet 座オンブズマン」の開催、公立中学校3校でのいじめ防止教育プログラム「スクールバディサポートスポット講演会」（1年生を対象としたオンブズマンによるいじめ問題についての講演）

④ 今後の方向性

小学校・中学校・高等学校等へのオンブズマンカードやリーフレット、機関紙の配布や朝会等における周知活動に加えて、子どもとオンブズマンが直接触れ合えるイベントに参加及び企画し、子どもの人権オンブズマン制度の周知を積極的に行う。また、周知活動をとおして、意見表明権をはじめとする子どもの権利条約の認識を高め、市民や関係機関の子どもの権利に対する意識を醸成する。

子ども自身が相談しやすい環境を整えるため、子どもが利用しやすい相談受付方法、子どもが来訪しやすい出張相談会の実施方法を検討し、より子ども自身が相談しやすい環境の構築を推進する。

（他部署との連携を通して、子どもの居場所づくりに関わる）

⑤ 委員評価

第三次国立市子ども総合計画に則り、平成29年度よりオンブズマン制度が開始したことは、評価できる。

子どもオンブズマン制度の周知方法については、現状の方法のみでは理解できない子どもがいる可能性があるため、より工夫を検討してほしい。

本制度は、子どもからの意見を聞くこと、子ども自身の求める解決までのプロセスを追求することが重要である。このことに留意し、より子ども自身が利用しやすくなるよう、相談者・相談場所あるいは相談フォーム等についての工夫も検討してほしい。

今後は本項目について重点的取組みとして引き上げ、上記の内容を踏まえつつ、引き続き子どもの人権侵害からの救済に尽くすとともに、制度そのものに対する市民理解等の更なる向上に努めてほしい。

【新規】 幼児教育推進プロジェクト「ここすき！」 ● ● ● ● ● ● ● ●

【担当部署】：児童青少年課

② 「重点的取組み」とする主旨

平成29年3月31日に告示、改訂（改定）された「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」が、平成30年4月1日から施行された。改訂（改定）の大きなポイントは、3歳以上の幼児教育に関する記載がおおむね共通化されたことにより、保育所が幼稚園や幼保連携型認定こども園と同様に「幼児教育施設」として位置付けられた点にある。また、幼児教育から就学後のつながりも明確化されるとともに、「保育所保育指針」においては、0歳から幼児教育の重要性が記載された。

これを受けて、幼児教育環境の向上を目指し、子どもが将来に向けて生き抜く力を身につけていくための基礎となる「非認知スキル」の視点を、幼稚園・保育所・幼保連携型認定こども園における実践や乳幼児の家庭内での保育にいかせる環境づくりを推進していくため、平成30年度より幼児教育推進プロジェクト「ここすき！」を開始したことから、これを第三次国立市子ども総合計画における重点的取組みとして位置付けるため、明記するもの。

② 取組み内容

ひろば「ここすき！」の運営

子どもたちが自信を持ち、友達と共感し合いながら、力強く成長していくことができる子育てひろば。子どもたちが、遊びを通して、資質・能力を伸ばし、可能性を引き出すことができるような関わり方を保護者の方と共に取り組んでいる。

関係機関合同研修・合同研究

- 幼稚園教諭や保育士のスキルアップを目指した各種研修。
- 保護者や地域住民を対象とした幼児教育の理解を深めるための講演会などの開催。

乳幼児教育に係る啓発・推進

- 月齢・年齢に沿ったパンフレットによる幼児教育の啓発。
- 幼児教育コラムを活用した幼児教育ビジョンの啓発・推進。
- 幼稚園幼児教育等の実績のアピール。

③ 現在までの経緯

- ・幼児教育推進プロジェクト事業

【目的】

国立市内の幼児教育環境の向上を目指し、近年、幼児教育にとって重視されている“非認知スキル”の視点を、保育園・幼稚園の幼児教育の実践や未就園児の家庭内保育に生かせる環境づくりを進める。

(1) 子育てひろば「ここすき！」の運営

- ①概要 子どもたちが自信を持ち、友達と共感し合いながら、力強く成長していくことができる子育てひろば。子どもたちが、遊びを通して、資質・能力を伸ばし、可能性を引き出すことができるような関わり方を保護者と共に取り組んでいる。
- ②参加者 平成30年度は、2クラスを運営、合計21組参加。
令和元年度は、応募数が増えることを想定し、市内2ヶ所で、2グループ10人3クール（1クール21回）で実施、43組の応募があった。
終了後も同窓会や保健師、栄養士の講話などフォロー講座も実施した。

(2) 幼児教育講演会の開催

| | |
|-----|--|
| テーマ | 「レッジョ・エミリアにおける幼児教育の取り組み」 |
| 趣旨 | 今後、市が地域のコミュニティと共に子どもたちを育ていく環境づくりを進めるにあたり、まちぐるみで幼児教育に取り組んでいるイタリアの都市「レッジョ・エミリア」における取組について学ぶとともに、未来の宝である子どもを育てる環境の大切さについての理解を深めることを目的に開催。 |
| 講師 | 鶴川女子短期大学国際こども教育学科教授 森 眞理 氏 |
| 開催日 | 平成31年2月12日（火）19時～21時 |
| 参加者 | ア) 保育・幼児教育関係者 92人 イ) 市議会議員・市職員等 37人 ウ) 一般市民（市外含む） 44人 } 合計173人 |

(3) 幼児教育推進パンフレットの発行

幼児教育分野の学識経験者に監修をいただき、ここすき！パンフレットを作成。「子どもの育ちを考える～0・1・2歳の毎日」と題し、4種類を作成。

(4) 「ここすきコラム」の連載

市ホームページ及びくにたち子育て応援アプリを活用して、子育てひろば「ここすき！」に参加していない方にも、家庭において幼児教育の考え方を知ることができ、子どもの育ちにより良い働きかけができるよう「ここすきコラム」の連載を開始。

(5) 幼稚園訪問インタビューの実施

当市には公立幼稚園がなく、これまでの幼児教育は、長きにわたり私立幼稚園にこの担い手として尽力していただいた。このため、幼児教育推進プロジェクトの一環として、市内の私立幼稚園が大切にしてきた幼児教育の考えや幼稚園としてこれまで地域において果たしてきた役割などについて、市民の方々に理解いただき、更なる幼児教育環境の向上を図るため、幼稚園訪問インタビューを実施した。実施した幼稚園から順次、市ホームページ及びくにたち子育て応援アプリにて公開中。

(6) ここすき！写真展の開催

幼児教育推進プロジェクト「ここすき！」の事業内容の周知のため通所事業を中心とした活動内容の写真展を開催した。

日時 平成31年3月22日～3月26日

場所 市役所1階ロビー 見学者 134人

④ 今後の方向性

令和4年度の開設を目指している矢川複合公共施設では、子ども関係施設としては、児童館、子ども家庭支援センター（子育てひろば事業や発達支援事業）などを整備する計画である。これらは、乳幼児から18歳までの子どもの育ちや子育て家庭への支援を考えた場合、連携性を高め一体的に整備していくことが効果的である。

このことを踏まえ、子ども施策の重点的取り組みである国立市幼児教育環境プロジェクトの取り組みを進めるために、矢川複合公共施設において幼児教育センター機能を設けていくこととする。

この幼児教育センターは、まち全体で、子どもと大人の双方が創造性を発揮し、探究的な活動を通して共に学び、育ち合う関わりをつくる幼児教育の環境づくりを進め、子どもたちが、将来の夢の実現に向かって生きる力をつけられよう、地域ぐるみ、まちぐるみで子どもを育てることを目指すものである。

そのため、各幼児教育施設や幼児教育関係者にとどまらず、保護者・地域住民など「まちぐるみ」で幼児教育を理解し、様々な場面・場所において、幼児教育を「学ぶ」・「触れる」・「参加する」・「対話する」といった機会を提供することが大切である。

幼児教育推進プロジェクト「ここすき！」を土台として、ソーシャル・インクルージョンの理念の下、個性を認め合い、子ども一人一人の成長・発達段階に応じた幼児教育を実施していくため、現在、計画中である矢川複合公共施設設置の絶好の機会を活用し、拠点を構え実施していくことが最善である。

以上のことから今後は、矢川複合公共施設を運営していく「社会福祉法人くにたち子どもの夢・未来事業団」の事業の一環として本事業を展開していくものとする。

⑤ 委員評価

教科教育ではなく「非認知スキル」の視点を推進していくという本プロジェクトについては、市としての独自性もあり、子どもを取り巻く環境の基本を築いていく意味で、少子化が進行する今の時代に適している取組みだと考えられるため、新規重点的取組みとして掲載することに異論ない。

今後、何をもって本事業が推進されたとみなしていくのか、この指標を明確にしながら、令和元年度に設立された「社会福祉法人くにたち子どもの夢・未来事業団」との連携を強固に、展開を求められたい。

【新規】課題を抱える子ども・若者支援の推進(P54) ● ● ● ● ● ● ● ●

【担当部署】：福祉総務課、児童青少年課、子育て支援課

③ 「重点的取組み」とする主旨

国立市では、子ども・若者を取り巻く課題として、「ひきこもり」対策と「子どもの貧困」対策に焦点を当てて検討することとし、「国立市ひきこもり対策庁内連絡会」（平成28年度に発足）、及び「国立市子どもの貧困対策庁内検討会」（平成29年度に発足）両会議において検討を重ね、それぞれが平成30年3月に報告書にまとめた。

この両会議の報告書において、

- ・「ひきこもり」及び「子どもの貧困」の課題について、あらゆる要素が複層的に絡み合う現状にある
 - ・「ひきこもり」及び「子どもの貧困」の支援について、手法や方向性に強い関連性があり、横断的に対応する必要がある
 - ・「ひきこもり」及び「子どもの貧困」の対策における、地域との連携体制について、構成するリソースが重複する
 - ・「ひきこもり」及び「子どもの貧困」の対策における、庁内における関連部署が重複する
 - ・子ども・若者を取り巻く諸課題は、「ひきこもり」及び「子どもの貧困」に限定されない
- といったことを共有したことから、今後「ひきこもり」「子どもの貧困」をはじめとした子ども・若者支援を実施するにあたり、複層的な課題への対応、庁内の横断的連携、地域との繋がりをより強固にすることが不可欠であるとして、平成30年度に「国立市子ども・若者支援連携会議」を設置した。

第三次国立市子ども総合計画内では子ども・若者を取り巻く課題として「ひきこもり」状態にある若年者の就労や自立の問題を取り上げ、関係部署の連携体制の構築をはじめとした取組みの方向性を明記していたが、計画策定後、地域のつながりの希薄化等に伴う世帯の孤立化や、格差社会の進行、さらには「子どもの貧困」問題などといった、子どもや子育てをめぐる複雑な課題がより明確になったことから、改めて重点的取組みへ引き上げるもの。

② 取組み内容

「国立市子ども・若者支援連携会議」の開催

子ども家庭部、健康福祉部、教育委員会、社会福祉協議会で構成される会議体。ひきこもりや子どもの貧困の事例に伴い、必要となる連携の在り方について議論する。また、講演会等市民啓発活動について活動予定を共有し、また当該会議の構成員にて人的補助を行う。

市民啓発の実施

○課題を抱える当事者及びその家族、また地域支援者向けに、当事者への接し方や当事者・家族がとるべき行動について、また当事者が自立していくために地域のあるべき姿について学び得るための機会をつくる。

（平成29年度より「子ども若者の自立を支える連続講演会及び勉強会」として実施）

③ 現在までの経緯

「国立市子ども・若者支援連携会議」の開催

平成30年度 4回

議題：地域ネットワークの構築に係る議論、子どもの経験・体験の場の提供について、
民生・児童委員に対する実態把握調査の依頼について 等

令和 元年度 1回（令和2年1月現在） 議題：講演会等の実施について 等

<ひきこもり支援関連>

連続講演会及び勉強会の実施

国立市子ども・若者の自立を支える連続講演会

平成30年度

1回目： 8月29日 講師：認定NPO法人育て上げネット 田中 成幸氏 参加者35名

テーマ：多様な支え手が繋ぐひきこもり支援の可能性

2回目： 9月20日 講師：社会福祉法人やまて福祉会 阿部 達明氏 参加者27名

テーマ：ひきこもり・不登校等の当事者・その家族が地域とつくるライフプランについて

3回目：10月30日 講師：NPO東京オレンジ 三浦 辰也氏 参加者30名

テーマ：ひきこもり支援の、その先にある希望を知る

単発： 3月21日 講師：一般社団法人ひきこもりUX会議 林 恭子氏 参加者56名

テーマ：「ひきこもることを理解する」～当事者活動から見えてきたこと～

令和 元年度

1回目：11月18日 講師：筑波大学教授 斎藤 環氏 参加者111名

テーマ：家族で考える「ひきこもりの子どもへの接し方」

2回目：12月 8日 講師：不登校・ひきこもり当事者4名 参加者28名

テーマ：不登校・ひきこもり経験者の話から学ぶ分科会

3回目： 1月25日 女子会参加者1名 男子会参加者7名

テーマ：ひきこもり女子会・人見知り男子会

国立市子ども若者の自立を支える連続勉強会

平成30年度

1回目： 1月30日 講師：元国立市立小学校長3名 参加者50名

テーマ：学校と地域の連携と、これからの支援について

2回目： 2月20日 講師：NPO法人楽の会リーラ 大橋 史信氏 参加者16名

テーマ：元ひきこもり経験者（当事者）が語る、地域に求めるものとは

3回目： 3月 3日 講師：文教大学准教授 青山 鉄兵氏 参加者11名

テーマ：地域支援者の横断的な繋がりの大切さとは

令和 元年度

1回目： 1月25日 講師：認定NPO法人育て上げネット 井村 良英氏 参加者32名

（居場所づくり事業補助金交付事業の中間報告会と同時実施）

<子どもの貧困支援関連>

講演会の実施

日時：平成31年3月18日 講師：（公財）東京都市町村自治調査会職員 参加者34名

テーマ：子どもの貧困対策に関する調査研究出張フォーラム in 国立

協定に基づく事業実施

令和元年8月17日（土）、18日（日）の両日において、2019年度セ・リーグ公式戦外野指定引換券配布
（西都ヤクルト販売株式会社包括連携協定に基づく）

課題

- 上記のとおり報告会及び勉強会の実施により、地域及び市民に対する啓発をするとともに、子ども家庭部、健康福祉部、教育委員会等がそれぞれの事業を通じて不登校・ひきこもり等の対応を継続してきたが、相談窓口の整理をはじめ各部局の所管を明確に区分できていない。
- また、各部局において、不登校・ひきこもり関連の相談を受けた際に、対象者を適切に支援し、必要な繋ぎ先へ繋ぐためのスキルが備わっているとはいいがたい現状にある。
- 加えて、これまでひきこもり対策については東京都の青少年部局が担っていたが、高齢の当事者が多数存在することがこのほど判明し、令和元年度において福祉部局へ移管された。これに伴い、ひきこもり支援の在り方は抜本的な見直しの検討も必要となっている。

④ 今後の方向性

<ひきこもり支援関連>

- 令和元年度現在、ひきこもり・不登校支援については、各部局の所管について再度整理を検討中
- 令和2年度以降の方向性
 - ・当事者及びその家族に対する支援スキル向上のための研修を実施
 - ・ペアレントトレーニングの実施
 - ・不登校の児童が、学校へ復学する以外に、自分らしく過ごすことのできる居場所の設置、誘導

<子どもの貧困支援関連>

- ・子どもの貧困にかかる目標等の必要項目について、今後検討を行っていく。

⑤ 委員評価

これまで「ひきこもり」を中心に掲げてきた本項目に、「子どもの貧困」という課題に対する検討内容までを含め、再度包括的に「子ども若者を取り巻く課題」の考え方を見出したことを受け、新規重点的取組みとして内容を改めることに異論ない。

本項目は、問題の複雑さや多様性を踏まえ、複数の部署が担当となっているが、例えば事業の対象となる市民からみて、どの部署に相談に行けばよいかかわりにくいなど、それぞれの担当部署の役割や位置づけが明確化されていない印象がある。

今後推進していくにあたっては、各部署の所掌をより明確化しながら、その市民周知に努めつつ、横断的な対応が必要な場合においては、それぞれの部署と、また地域との連携を迅速に、必要な支援を徹底してほしい。

② 重点的取組み 中間評価

子どもの権利を守る体制づくりの推進(P42) ●●●●●●●●

子どもの権利を具体化する子ども参画の仕組みづくりの推進(P44) ●●●●●●●●

【担当部署】：児童青少年課

① 取組み内容について

子どもの権利を守る体制づくりの推進

1. 国立市子ども総合計画推進会議の拡充
2. 子どもの権利擁護のための普及啓発活動と広報の推進
3. 子ども自身からの相談体制の充実
4. 子どもの権利を具体化する子ども参画の仕組みづくりの推進
5. 子どもの権利条例や子どもの相談・救済方法の継続的な研究

子どもの権利を具体化する子ども参画の仕組みづくりの推進

1. 子ども参画の共通基盤とする「(仮称)子どもの居場所などにいける子ども参画ガイドライン」を作成します。

② 達成度 (高 中 低)

③ 現状

「子どもの権利を守る体制づくりの推進」について

1. 国立市子ども総合計画推進会議の拡充

子ども総合計画推進会議において、例年計画の進捗確認は行っているが、拡充して実行するとしていた子どもの権利に係る情報交換や諸施策の検討に係る議論は実施できていない。

2. 子どもの権利擁護のための普及啓発活動と広報の推進

平成29年度に国立市オンブズマン制度が創設されると同時に、国立市子どもオンブズマンが創設。

国立市オンブズマン事務局において、子どもオンブズマン制度の普及啓発等は実施している(詳細はオンブズマンの項目にて)が、国立市総体として子どもの人権に関する普及啓発等には至っていない。

3. 子ども自身からの相談体制の充実

子ども自身からの相談体制については、国立市オンブズマン事務局において実施(来所のほか、電話・メールにて受付)。

平成29年7月、国立市における子ども総合相談窓口(通称:くにサポ)を創設、ひきこもり・不登校に関する当事者相談の窓口として体制を整備。

児童館・学童保育所等、子どもと日常的に接する現場においては、日頃子ども自身からの相談を受けられるよう、職員研修等を実施したことで、子どもたち自身から聞き取る

件数が増加した。また、関係機関との密接な連携を図ったことにより、虐待の疑いがある子どもについての情報を関係機関に迅速に報告することができている。

このように、個別事業単位において相談体制の充実化は図っているが、まだ一部の範囲や対象に限られ、子ども自身が相談しやすい空間・環境の形成や相談を受ける職員の更なる質的向上等については、充実化の余地がある。

4. 子どもの権利を具体化する子ども参画の仕組みづくりの推進

国立市在住・在学の中高生が市や地域と交流することを目的に実施している事業「中高生ローカルセッション」において、平成30年度以降、市の事業や方針に対して中高生が自由に意見出す参画の場という位置づけにて展開しているが、子ども参画の仕組みとしては、まだ個別事業の域を出ない。

5. 子どもの権利条例や子どもの相談・救済方法の継続的な研究

未実施

「子どもの権利を具体化する子ども参画の仕組みづくりの推進」について

1. 子ども参画の共通基盤とする「(仮称)子どもの居場所などにいける子ども参画ガイドライン」を作成します。

4. の内容と同様

<達成度の理由>

子どもオンブズマンの創設等やくにサポの開設等、子どもの人権擁護に係る個々の制度・施策は実施しているが、市総体として子どもの権利を保障するための条例や参画ガイドラインについては議論に至っていない。

④ 今後の方向性

第三次国立市子ども総合計画の審議時点において、子どもの権利条例や参加・救済等の仕組みを具体化していくことが必要であり、そのためにまず「子どもの権利を守る体制づくりの推進」また「子どもの権利を具体化する子ども参画の仕組みづくりの推進」を重点的取組みとして進めることと結論いただいたことから、これまでの4年間において、子どもの権利を守る体制づくりや子ども参画の実現に向けた各種施策を実施してきてはいるものの、個別事業の域を出ず、市全体で子どもの権利を守る視点を携える議論には至っていない。

一方、子どもを取り巻く社会状況は深刻化している。虐待報告件数も貧困状態にある子どもの数も増加し、いじめについても変わらず報告されており、不登校・ひきこもり事例の深刻化、性的マイノリティにおける課題等も顕在化している。また、市の総合基本計画において、外国籍の市民への支援も課題として挙がっており、外国籍児童への学習支援等についても考える必要があるなど、計画策定当時よりもさらに子どもたちが生きにくい社会となっており、子どもの権利を守ることは喫緊の課題である。

国立市では、ソーシャル・インクルージョンの実現を規定する総合基本計画に基づき、平成31年4月に「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」を制定した。この人権基本条例の精神に則り、また先に制定した「いじめ防止対策推進条例」、「女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例」等と理念を合わせるとともに、「幼児教育推進プロジェクト（※）」の方針を踏まえ、複雑多様化するこの社会においてすべての子どもたちが自分らしく生きていくための権利を保障するため、「（仮称）子ども基本条例」を制定し、一人の市民としての子どもの権利を、子どもを取り巻くすべての市民と理解し共有することであると考えている。

※幼児教育推進プロジェクト…子どもたちが将来に向けて生き抜く力の基礎となる「非認知スキル」を、乳幼児期より育むことが重要であるとの見地から、平成30年度より開始した取組み。非認知スキルとは、粘り強くやりとげようとする力、友達と協力しあいながらがんばることで得られる共感やコミュニケーション力であり、保護者との愛着形成のもとで実現するものである。そのために、行政をはじめ家族や地域などが一体となって、子どもが能力を育まれる環境を形成していくものとしている。（詳細は「【新規】幼児教育推進プロジェクト『ここすき！』」の項目に記載）

⑤ 委員からの意見

- 何が子どもの権利か、については、子ども自身に問う必要がある。子どもの権利を守るための条例を策定する上では、自治体が子どもと共に考えていくプロセスが大切となる。
- 子ども自身に問うにあたっては、多様な声を聴く必要がある。そのためには、子どもが自分の感じていることや悩みをしっかりと意思表示できるような人・環境の存在が不可欠となる。学校の授業等を活用し、多数の声を聴くと同時に、学校の先生や親の前では意見しにくい子どもの声を聴くために、第三の居場所を活用した意見聴取の機会を設けるなど、様々な工夫を検討されたい。
- 近年虐待被害を受けている生徒が増加傾向にあり、これを理由に保護者と離れて暮らす選択をすることで、学校への登校ができなくなったケースがある。教育を受ける権利と、普通に生活する権利と、これらを共存させることの難しさから、子どもの権利については大人のフォローが不可欠であると考えられる。

- 保護者を含む大人が子どもの権利について理解するため、大人向けの学習機会をつくっていく必要があると考える。その際は、現状困窮している保護者等の参加率を高められるよう、情報伝達や参加しやすい環境等の工夫を徹底されたい。
- 子どもの権利を守るにあたっては、子どもを養育する保護者が「子どもの権利」について理解するとともに、保護者自身の権利が守られる仕組みが必要となる。
- 子どもの生きる権利についていえば、生まれたての赤ちゃんにおいても守られるべきものである。妊娠期の母親に対するフォロー体制を整えることもまた、権利を守るうえで必要なことである。
- 子どもの権利を守るための条例に示されることは、大人にとっての子どもに対する義務のようなものとなる。大人として、どのように子どもの権利を尊重していくのか、という中核的部分については条例内に明記し、共有していくことが大切である。
- 子どもの権利条約にも、親の第一義的な養育責任について示されている。しかし親がなかなか子育てにうまくいかない場合は、親の第一義的な養育責任をしっかりと下支えする自治体や地域、周辺の人たちの助けが必要である、とも記載されている。

⑥ 委員評価

オンブズマン制度の創設や子ども総合相談窓口の創設、事業単位での子ども参画の実施など、子どもの権利を守るための施策展開については確認できたが、一方で子どもを取り巻く課題が複雑多様化しており、深刻化した現状について喫緊の対策が必要であることもまた事務局の整理のとおりであると考ええる。

第三次国立市子ども総合計画にも示すように、複雑多様化する子どもを取り巻く課題に対する施策を担当する部局は、子ども家庭部に限られず、福祉部局や教育部局もあれば、まちづくりの部局等にまで及ぶ。この多様な部署が子ども施策を実施していくにあたっては、“子どもにとって守られるべき権利とは何か”という命題に対する解を共有できないかぎり、一貫した施策展開には至らない。その意味で、突き詰めて子どもの視点に立ち、子どもの最善の利益を軸にした「条例」を制定することができれば、施策の共通基盤となるため、当審議会として、子どもの権利を具体的に守ることを規定した条例の制定を求める。

子ども虐待対策の充実（P49） ● ● ● ● ● ● ● ●

【担当部署】：子育て支援課

① 取組み内容について

1. 子ども家庭支援センター相談体制の充実
2. 「国立市子ども家庭支援ネットワーク連絡会」の効果的運営
3. 小中学校及び保育園・幼稚園との連絡会の実施

② 達成度 （高 中 低）

③ 現状

1. 子ども家庭支援センターの相談体制については、平成 28 年度より 正規職員の虐待対策ワーカーを 1 名増員した。
また、対応件数の増加に対応すべく 嘱託員 1 名の勤務時間を拡充し虐待対策ワーカーとして新たに任用することで体制を強化している。平成 31 年度には 専門相談として助産師相談を開始している。
2. 実務者会議実施前には必ず、元児童相談所児童福祉司をスーパーバイザーに招き、全ケースの進行管理の評価や主担当機関の確認、支援方針の見直し等を行ない、適切な対応と関係機関との情報共有を行っている。
また、従来、市内の関係者向けに実施してきた市内ネットワーク研修の対象を、平成 30 年度より市内で子どもに関わる民間の法人・団体にも広げ、支援のネットワーク拡大を図っている。
また、平成 30 年度末には国立市子ども家庭支援ネットワーク連絡会の仕組みや支援方法等についてまとめた関係機関向けリーフレットを作成し、各関係機関に配布した。
3. 連絡会については、公立小中学校と認可保育園については毎年継続実施できているが、幼稚園についてはまだ一部であり、かつ、継続実施が出来ていない。スクールソーシャルワーカーとの連携については、必要に応じ対応できており、点検作業会へも毎回参加を依頼している

<達成度の理由>

3. 幼稚園の連絡会の実施については、園毎に考え方があるようなので、統一的な実施にあたっては、園毎に丁寧に説明し連絡会の意義について理解を求めていく必要がある。

これらを理由に、達成度は「中」としている。

④ 今後の方向性

3. 幼稚園に加えて、今後は、市内にある私立学校や子どもの居場所たる施設等へも同様な働きかけをしていきたい。

⑤ 委員評価

相談体制の増強を行い、またスーパーバイザーを招いた方針の見直しなど情報共有の質の向上が適切に展開していることは、評価したい。

加えて連携についても、幼稚園を対象とした課題点を明確に捉え、これを今後に反映させる積極性が確認できたことも、評価したい。

虐待対応は、子ども本人がSOSを発して、その声をしっかりと受け止めていくこともまた重要なことであると考えられるため、今後は相談体制の充実に合わせて、相談機能について子ども本人へ適切に周知していくことも工夫・検討してほしい。

ひとり親家庭の自立支援の強化（P59） ● ● ● ● ● ● ●

【担当部署】：子育て支援課

① 取組み内容について

1. ひとり親家庭の生活支援、就業・自立支援の充実
2. ひとり親家庭が抱える問題に対する相談・支援体制の充実

② 達成度 （高 中 低）

③ 現状

- ・生活支援
平成 29 年度より専門相談員による養育費・面会交流個別相談会を年に 2 回実施。
参加者数 平成 29 年度：6 名 平成 30 年度：7 名
平成 29 年度より臨床心理士による個別家族相談会を年に 2 回実施
参加者数 平成 29 年度：8 名 平成 30 年度：7 名
ひとり親家庭ホームヘルプサービス派遣回数
平成 28 年度：489 回 平成 29 年度：623 回 平成 30 年度：348 回
ひとり親家庭児童訪問援助回数 8 回
東京都母子及び父子福祉資金の貸付の相談件数
平成 28 年度：379 件 平成 29 年度：69 件、平成 30 年度：139 件
- ・就業・自立支援
ハローワーク立川と協働で出張ハローワークを国立市役所内で平成 28 年度より月に 1 回程度実施
相談件数 平成 28 年度：37 名 平成 29 年度：12 名 平成 30 年度：25 名

<達成度の理由>

- ・経済的及び子の福祉の安定に向けた支援として、ライフプランニング個別相談等実施の検討を要していること。
- ・ひとり親ホームヘルプサービスについては、サービス利用が重なる夜間・土日祝日の派遣が難しい状況にあること。
- ・東京都母子及び父子福祉資金の償還、特に滞納整理については、家計状況を把握の上、対象者と共に返済計画を立て償還支援を行っているところであるが、連絡・家庭訪問等をもって対象者と連絡がつきづらい状況があること。
これらを理由に、達成度は「中」としている。

④ 今後の方向性

- 経済的安定に向けた支援については、子どもの進学等中長期の展望を持って対象者自身がプランニングできるよう個別相談会等の機会を設ける。
- ひとり親家庭の就労支援については、ハローワークが実施している職業訓練及び給付事業等と連携し親子の自立に向けた支援を強化・継続する

⑤ 委員評価

ひとり親家庭の自立において不可欠な生活支援及び就業自立支援を着実に実施している状況は、評価したい。

ひとり親家庭の方がより各種支援を受けやすいよう、時間や場所の設定の仕方、あるいはインフォメーションについて今後も工夫を検討してほしい。

また、ひとり親家庭の方同士が集い、ピアサポートしていくことができるような交流の機会についても検討してほしい。

面会交流は「子どもの権利」であるということにあらためて留意し、複雑な状況が絡む家庭に対しても、離れて暮らす親と面会することができるよう、支援を行ってほしい。

子どもの発達総合支援事業の充実（P61） ● ● ● ● ● ● ● ●

【担当部署】：子育て支援課

① 取組み内容について

1. 切れ目のない支援の充実
2. 保護者の「早期の気づき」に向けた取組みの強化
3. 「国立市子どもの発達総合支援事業連絡協議会」の連携体制の強化

② 達成度 （高 中 低）

③ 現状

1. 平成 29 年度の組織改正により、母子保健事業と発達支援事業を同係内で実施できるようになり、健診から発達支援へのスムーズな流れが実現した。
就学前後の切れ目ない支援としては、各小学校内で開催される発達支援に関する会議に出席したり、就学に向けて支援の必要な児童に関する情報提供をするなど、教育関連部署との連携を強化している。
市内の児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所とは、しょうがいしゃ支援課と共催している「通所支援事業所連絡会」において連携の強化を図っている。
相談に対応する専門職相談員は、嘱託員 4 名である。複雑化する相談対応や切れ目ない支援の制度充実のためには、さらなる拡充が望まれる。
2. 平成 29 年度の組織改正により、母子保健事業（乳幼児健診・フォロー事業等）からスムーズに発達支援事業に必要なケースをつなげることができるようになった。
また、健診後のフォロー事業（くれよん・ぱすてる）を充実させたことにより、早期からの母児の見守りや保護者支援を実施できるようになった。
保護者支援のためのペアレントプログラムを平成 28 年度から未就学児の保護者を対象に実施。平成 29 年度からは小学生の保護者対象のコースも新設。令和元年度からは、参加者の利便性を考え従来の全 5 回コースに加え、全 2 回コースも新設した。
3. 国立市子どもの発達総合支援事業連絡協議会を毎年開催し、市の関連部署にとどまらず、市内の教育機関の職員や外部のスーパーバイザーにも出席を依頼し、事業実施等について情報の共有や連携に努めている。

<達成度の理由>

- 発達支援室設置後、まずは就学前の児童や就学時に関する支援を中心に事業を展開している。支援室設置後まもなく組織改正が行われ、組織や職員体制が大きく変化したこともあり、現時点では、就学後から18歳以降をも見据えた支援体制構築までは実現できていない。
これを理由に、達成度を「中」としている。

④ 今後の方向性

- 令和2年度に市内に開設予定の児童発達支援センターとも連携し、支援の充実を図っていく。
- 成人以降までを見据えた切れ目ない支援体制の構築に向け、しょうがいしゃ支援課を中心とした他課との連携をより強固にしていく。
- 市内での児童発達支援センター開所など発達支援を取り巻く社会資源の変化を踏まえたうえで、子どもの発達支援事業の市の機能や役割を検討し、再構築していく。

⑤ 委員評価

組織改正により、母子保健と発達支援において切れ目のない支援を実現させていることは、施策目標の適切な推進に寄与していると判断でき、評価したい。

児童発達支援センターとの連携等による専門的療育と、インクルーシブの視点における支援との両輪による支援について引き続き研究し、更なる切れ目のない支援を推進していくことを期待したい。

① 取組み内容について

1. 外国籍の子どもへの学習支援「LABO☆くにスタ」
2. 学習支援を通じた「居場所づくり」
3. その他各学習支援事業や関係部署との連携

② 達成度 (高 中 低)

③ 現状

- ・ 中高生を対象とした学習支援事業、学習支援「LABO☆くにスタ」を実施している（実施日：水曜日（月3回程度））。
- ・ 学習者同士や支援スタッフと学習者が交流し、関係性を築く機会として、食事会等の企画も行っている。
- ・ 参加者は、外国籍の子どもに限定せず、市内在住・在学の中高生なら誰でも参加できるようにしている。
- ・ SSW や市内の民間学習支援団体との連携を図る等、それぞれの役割・強みを活かせるような体制づくりの構築に努めている。

<達成度の理由>

- ・ 連携の部分は、現在途中段階にあると認識しているため、達成度を「中」とした。とくに、重度の学習に課題がある子どもへの学習支援等については、支援の範囲に限りがあり、専門的な対応ができる団体・機関等とのさらなる連携が求められる。
- ・ 学習支援に携わるスタッフ（大学生を中心とするボランティア）は、持っている知識・技術・経験等に差があると認識しているため、現状の達成度は「中」とした。外国にルーツがあったり、学習に課題がある子どもと接することがあるため、必要な知識や技術等を身に付けてもらうための研修等が必要と考える。

④ 今後の方向性

- 連携体制をより明確な形にしていくことを検討する。
- スタッフのスキルアップための研修等の体制構築を検討する。

⑤ 委員評価

学習支援事業を継続的に実施している状況は、学習の支援のみならず居場所づくりとしても適切に機能していると判断できるため、評価したい。

しかし、近年は市内における外国籍の方の人口が増加傾向にあり、市立小学校等においても、言語が通じないために学校生活で苦労している外国籍の子どもがいると聞く。国籍や文化などで区別されず、すべての子どもが分け隔てなく過ごせる場所づくりとして、本取組みについては、より一層の充実化を図れるよう検討してほしい。

「主人公はこども」と捉えた児童館事業の強化推進（P73） ● ● ● ● ● ● ● ●

【担当部署】：児童青少年課

① 取組み内容について

1. 親子連れや子育てグループへの施設開放の推進（地域子育て支援拠点事業）
2. 児童館等における育児相談などの推進
3. 児童館における子どもからの相談体制の整備と、地域で孤立する子どもへの学習支援等の実施
4. 子どもの意見表明・参加の仕組みづくりの推進
5. 体験活動などによるボランティアリーダーの育成

② 達成度 （高 中 低）

③ 現状

1. 「カンガルー広場」の利用者は、平成 28 年度で延べ 3643 人、29 年度で延べ 3958 人、30 年度で 4017 人であった。
また、中央児童館にて、「幼児教育推進プロジェクト」として、平成 30 年度より、「ここすき！」を開始した。
2. 子ども家庭支援センター等、関係機関とのつながりを構築し、相談があった場合、すぐに連絡ができる体制は整っている。
「カンガルー広場」等でも相談ができることを周知しているが、保護者同士のつながりができる場としての側面が大きいいため、現状深刻な相談は出ていない。
3. 子ども自身からの相談があった場合、情報共有ができるよう、様式を作成し、活用していくこととしている。普段の子どもとの関わりの中で、子どもの気持ちをキャッチできるように、職員向けの研修も実施している。
4. 各児童館での事業の企画、児童館全体の事業の企画等に子どもたちが参加している。
5. 児童館事業を手伝っている中高生はいる。しかし、中高生世代の児童館利用があまり多くないため、限定的となっている。

<達成度の理由>

1. 子育てグループへの開放には至っていないが、カンガルー広場のチラシ等を作成し、周知を図った。
また、中央児童館の「乳幼児ルーム」の環境を整え、その点も周知を図ったところ、日々の利用者も増加した。
2. いざというときに相談できる場としての機能があることは、引き続き周知をしていく必要がある。
3. 研修を土台として、実際のかかわりの中でケース検討をするなど、OJT でのスキルアップを積み重ねる必要がある

4. 企画ごとに子どもたちが集まり、主体的に意見を出し、達成感を味わえる経験の場となっている。しかしながら、企画ごとの集まりであるため、単発的となっている。
5. 中高生世代が抱く児童館の認識をあらため、利用者の増加を図らなければ、仕組みの構築が難しい。

④ 今後の方向性

1. 矢川児童館内に併設していた矢川学童保育所を小学校内へ移設したため、矢川児童館に乳幼児専用室を設け周知をしている。
「ここすき！」は、令和1年度から、本町学童保育所でも実施している。今後は、「矢川プラス」への移設を見据え、子育てグループへの施設開放等を検討する。
2. 子育て世帯に広く周知徹底できるよう、チラシの見直し、其他媒体での周知方法の検討をする。
3. 引き続き、研修を実施、さらに、職員の入れ替えもあるため、様式の活用などのOJT機能の向上を図る。
4. 「矢川プラス」での中高生世代の係わりを広げていくことも念頭に、各館での子どもたちの参加を、下級生に伝えてもらえるような運用を引き続き検討する。
5. 現在のボランティアで来てくれている中高生世代の子たちとのかかわりを大切にしながら、「矢川プラス」での中高生世代の関わりを増やし、児童館の中高生の利用増を図る。それに伴い、青年層→中高生→小学生と教え、伝えられるような仕組みづくりを行う。

⑤ 委員評価

幼児教育推進プロジェクト「ここすき！」の開始を含む地域子育て支援拠点としての児童館事業の推進、また各関係機関との連携体制の構築状況から、児童館事業の強化を推進していると判断でき、評価したい。

一方で、中高生の利用率が低い状況からは、中高生がそもそも児童館の存在自体を認識していないという可能性も考えられる。今後は利用対象となる全世代に向けて周知の工夫を図っていくとともに、市内の3児童館の連携を強化し、あらゆる世代が充実して過ごすことのできる児童館の在り方について追求してほしい。

「放課後子ども総合プラン」の推進（P75） ● ● ● ● ● ● ● ●

【担当部署】：児童青少年課

① 事業の概要について

1. 放課後児童クラブの平成31年度に達成されるべき目標事業量
2. 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の平成31年度に達成されるべき目標事業量
3. 放課後子ども教室の平成31年度までの整備計画
4. 放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の一体的な、または連携による実施に関する具体的な方策
5. 小学校の余裕教室棟の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策
6. 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策
7. 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取り組み等

② 達成度 (高) 中 (低)

③ 現状

放課後児童クラブ（国立市における学童保育所）における現状

（子ども・子育て支援事業計画における量の見込みと確保提供量）

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|---------------------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 利用者推計（人） | 786 | 793 | 797 | 793 | 771 |
| 確保提供量 （定員数）（人） | 485 | 485 | 570 | 705 | 905 |
| 入所児童数（人） （5/1時点） | 562 | 597 | 610 | 673 | 769 |

※高学年の利用は予想値（該当学年全児童の2割程度）より少ない状況

待機児童を出さない「全入」の方針を維持しつつ、子ども・子育て支援新制度により、学童保育所の対象児童が「小学校3年生まで」から「小学校に就学している児童」へ拡大されたことに伴い拡大された量の見込みの受入れについては、各学区の小学校における特別教室等を放課後に一時的に学童保育室として利用すること等で空間を確保することとした。

高学年受入れ開始状況

平成30年度：学校敷地内及び隣接地学童保育所（本町、東、北、南）

平成31年度：児童館内学童保育所（中央、矢川、西）

利用者推計を確保提供量が上回る整備が達成できている。

○放課後子ども教室推進事業における現状

市立小学校の全校において、市内在住の全ての小学生を対象に、放課後に子どもたちが健やかに過ごす居場所づくりとして、市内小学校全校にて放課後子ども教室推進事業（愛称「ほうかごキッズ」）を実施

実施回数：各校2日／週

【拡充内容】

- ・平成28年度より雨天実施開始
- ・平成29年度より夏季休業期間中に実施

④ 今後の方向性

令和元年度に「第2期放課後子ども総合プラン」を包含した「第二期国立市子ども・子育て支援事業計画」を策定。

（第二期国立市子ども・子育て支援事業計画より抜粋）

| | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ニーズ量 | 1学年（人） | 267 | 269 | 263 | 257 | 265 |
| | 2学年（人） | 220 | 223 | 225 | 220 | 214 |
| | 3学年（人） | 180 | 188 | 191 | 192 | 188 |
| | 4学年（人） | 92 | 91 | 95 | 96 | 97 |
| | 5学年（人） | 17 | 17 | 17 | 17 | 18 |
| | 6学年（人） | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| 実施箇所数（箇所） | | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 |
| | （支援の単位） | (22) | (22) | (22) | (22) | (22) |
| 提供量（定員数）（人） | | 905 | 905 | 905 | 905 | 905 |

⑤ 委員評価

（第1期）国立市放課後子ども総合プランに則り、学童保育所及び放課後子ども教室の適切な拡充がされてきたことは、評価できる。

多様な児童があまねく学童保育所を利用できるよう、第2期放課後子ども総合プランに則り、一人ひとりの子どもの即した支援が行き渡る充実策について、引き続き検討してほしい。

矢川公共用地（都有地）に子育て支援関連施設整備を検討する事業（P78）

【担当部署】：国立駅周辺整備課、児童青少年課、子育て支援課

① 取組み内容について

1. 矢川複合施設「(仮称) 矢川プラス」の整備検討

② 達成度 （高 中 低）

③ 現状

矢川プラスの整備検討は、2018(平成30)年11月、2019(平成31)年3月の市民参加ワークショップで意見交換を行い、たくさんの意見をいただいた。

また、実際に施設利用が想定される中高生世代に直接意見を聞くため、児童青少年課主催の企画と連携し、中高生との意見交換をした。

これらのたくさんの市民意見を参考に2019(令和元)年6月に「(仮)矢川プラス兼矢川複合公共施設基本計画」(以下、基本計画という。)を策定した。

その際、基本計画では、矢川プラスの場のイメージや空間的なイメージのコンセプトとして「矢川プラスのある暮らし」「まちなかの大きな家と庭」を提案した。

現在は、基本計画を基に検討を重ね、2019(令和元)年7月に市民参加ワークショップを行い、基本設計策定を目指している。

なお矢川プラスにおいては、児童館、子ども家庭支援センター子育てひろば、幼児教育センターが機能として入る。

④ 今後の方向性

- 2019(令和元)年12月「矢川複合公共施設新築工事基本設計」を策定し、実施設計、建設工事を行い、2022(令和4)年度中の施設開設を目指している。

⑤ 委員評価

矢川複合公共施設の設計について、中高生世代の意見を捉える工夫がされていることは、評価したい。

中高生との意見交換で得た内容については、基本計画内にどのように反映されたかを捉え、中高生と意見共有を図るようにしてほしい。

様々な子どもの体験・交流事業の推進（P82） ● ● ● ● ● ● ● ●

【担当部署】：児童青少年課、南部地域まちづくり課、環境政策課

① 取組み内容について

1. 子どもの野外体験活動の充実を推進
2. 子どもと地域の交流の推進
3. 農業体験の充実
4. 遊びと体験学習の場の充実
5. 親子で遊べる公園のPRの推進

② 達成度 （高 中 低）

③ 現状

1. 「プレーパーク」は、年間 5,000 人程度が参加しており、体験活動として定着している。
児童館で実施しているキャンプは定員を超える申し込みがあり、野外体験活動の一つとして認知されているが、委託実施による「青少年キャンプ」の関しては、定員に満たない状況が続いている。
2. 児童館において、矢川地域の商店会と協働した事業（ハロウィンパレード等）を実施し、地域団体との関係を深めている。
学童保育所では、児童館内学童も、4 年生～6 年生の受け入れ開始に伴い、学校内での学童保育所も開設したことから、放課後子ども教室との一体型の運営がなされてきている。
3. 農業委員会・教育委員会・農協の協働により、市内公立小学校 8 校の 5 年生を対象とした稲作体験学習会（6 月に田植え実施済み、10 月に稲刈り予定）を実施している。
また平成 28 年度より、農業体験学習施設「城山さとのいえ」にて、農業体験イベントを実施している（平成 30 年度、51 回／延 985 人参加）。
4. 安全で快適な遊びの空間づくりの推進として、撤去が必要な遊具を全て撤去し、乳幼児用～小学生向け遊具を新たに 13 基設置した。
また、公園の樹木管理についての危険性の判定については、現在検討中である。
5. 公園 PR マップについては、現在作成中である。

<達成度の理由>

1. 「青少年キャンプ」は、5年生～中学生を対象としているが、習い事や宿泊学習がある中、3泊4日の日程が難しい実情にある。
2. 学童保育所と放課後子ども教室の一体的なプログラムを推し進める中で、児童館も関り、青空児童館の機会を活用する。
4. 危険性判定の前段階として、今年度長寿命化計画策定委託の中で、植栽の公園台帳の整備を進めている途中の状況である。
5. 今年度の長寿命化計画策定委託の中で公園マップを作成も委託しており、それを基に市職員にて精査予定のため、完成に至っていない。
これらを理由に、達成度は「中」としている。

④ 今後の方向性

1. 「青少年キャンプ」は、野外体験の充実の名目のもと、2泊3日とし、内容も精査し、希望者が参加しやすいように検討する。
また、「プレーパーク」も同様に、委託事業者の高齢化があるため、今後委託できる事業者の選定についても検討する。
2. 青空児童館の活用の積極化など、児童館・学童保育所・放課後子ども教室が協同し、放課後の子どもの居場所としての機能を深めることを推進する。
3. 今後も事業を継続していく。
4. 公園の樹木管理については、公園台帳整備後、図面を基に市職員にて樹木の管理計画を進めるか、委託にて実施するかを検討する。
5. 公園PRマップについては、今年度もしくは来年度までには完成させ、HPや各市民プラザ等に置く等PRに努める。
※長寿命化計画策定委託は来年度で完成予定

⑤ 委員評価

プレーパーク事業に加え、矢川地域の商店会と協働によるハロウィンパレードや城山さとのいえによる農業体験事業など、具体的に地域資源を活用した企画を展開していることは、評価したい。

定員に満たない状況にある「青少年キャンプ事業」等の周知にあたっては、SNS等を利用した周知の工夫も検討してほしい。

また公園の遊び場の整備について、今後はしょうがいのある子どもも遊べる遊具の設置も積極的に検討してほしい。

グローバル人材育成事業の推進 (P84) ●●●●●●●●

【担当部署】：児童青少年課

① 取組み内容について

1. グローバルカフェ事業の拡大
2. 海外短期派遣事業の充実
3. 新たなグローバル人材育成事業の推進
4. 地域や学校において活発な活動ができる人材育成の推進

② 達成度 (高 中 低)

③ 現状

1. グローバルカフェ事業は、平成26年度より開始し、令和元年度で6年目となる。年6回開催。参加者は1回あたりおおよそ10人。
平成28年度からは、一橋大学の学生で構成されるNPO法人くにたち富士見台人間環境キーステーションへ委託化。
2. 海外短期派遣事業は、平成27年度より開始し、令和元年度で5年目となる。例年約40人程度の応募から、派遣生10人を選出。
派遣先は開始年度より一貫し、多民族・多文化国家であるシンガポール共和国。今年度の派遣期間は5泊7日。

<達成度の理由>

1. については、市内におけるグローバル人材育成の機会として、定着してきている。
2. について、平成30年度時点では、市立中学校生徒からの応募が少なかったことが課題にあったが、各中学校へ周知の協力を改めてお願いし、令和元年度においては平成30年度比140%増の応募があった（全39名中14名、4名が派遣生として確定）。事前・事後研修といったカリキュラムのほか、派遣生OB・OGとの交流や、多事業への積極的参加を通じた市政参画も少しずつ実現している。
しかし、1回で派遣できる人数に制限があるため、より広く人材を育成していくにあたっては課題がある。

④ 今後の方向性

1. グローバルカフェ事業については、今後も継続して実施する方向である。
- 2～4. 海外短期派遣事業については、令和元年度をもって5年目を迎えたことをもって区切りとし、令和2年度にこれまでの派遣事業の実績の振り返り、また、今後の事業の方向性について検討を行う予定である。

⑤ 委員評価

グローバルカフェ及び海外短期派遣事業を継続的に実施していること、また、派遣生がその後の市の事業にも参画する状況を作り出していることは、評価したい。

令和元年4月「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」が制定されたことを踏まえ、今一度本事業について当該条例の主旨に照らしながら、多様性を学ぶという意味でのグローバル人材育成の更なる推進を期待する。

① 取組み内容について

1. 「はじめまして、うちの子紹介シート」の配布
2. 幼・保・小連携推進のための教職員の研修等の開催
3. 異年齢交流や職業観育成のための、小学生による保育園訪問及び中学生による保育園・幼稚園での職場体験等の充実

② 達成度 （高 中 低）

③ 現状

1. 「うちの子紹介シート」については、平成31年度4月入学予定児童に配布し、入学した535名中235名から提出があった。（提出率43.9%）小学校では、提出されたシートを個に応じた指導の充実や学級編成上の配慮に活用している。

令和元年度において、活用実績を踏まえてのシートの見直しを行った。

2. 幼・保・小連携推進のための教職員の研修等は、方針等の理解を図るための園長・校長連絡会を年1回開催するとともに、実際の指導場面に即した協議ができるよう、平成30年度4月に小学校1年担任と幼・保教職員を対象とした「スタート・カリキュラム研修会」を新たに開始した。

幼・保・小連携推進のための教職員の研修等は、「スタート・カリキュラム研修会」の中で小学校1年担任と幼・保教職員との協議の場を設定したり、夏季休業日中に小学校1年担任と幼・保教職員とが入学後の児童の状況について意見交換する場を設けたりした。

3. 小学生による保育園訪問に加えて、年長園児が小学校で体験活動を行う取組も実践した。中学生の職場体験で、市内幼稚園・保育園で中学2年生が3日間の体験を行い、望ましい職業観・勤労観の育成に取り組んだ。

④ 今後の方向性

- ・「うちの子紹介シート」の配布、教職員向け研修等の開催、小学生保育園訪問、年長園児学校体験、中学生職場体験それぞれにつき、引き続き実施していく。

⑤ 委員評価

シート自体の課題はあるものの、シートを活用した幼・保・小の連携の実現や教職員への研修、小・中学校の体験活動内容等、具体的に交流・連携の強化を図っていることは、評価したい。

他方、本事業について保育現場から見ると、「保育要録」のほかに「うちの子紹介シート」を作成することとなるため、二重の手間がかかるところとなる。教育委員会と子ども家庭部とで実施している当該シートの運用に係る検討会（年4回）において、シートの取扱いや必要項目の調整等については適宜検討してほしい。

また、保育園訪問等については、現状一部の施設に限られている現状にあり、幼稚園についても、小学校体験の有無はまばらのようなようである。より各園において、訪問や体験の充実化を図れるよう努めてほしい。

また、小学校の教員が実際の保育現場に赴き、連携の在り方について考える機会があれば、より一層の充実化につながるのではないかと考える。教職員の業務負担が大きい現状を踏まえつつ、このような機会が実施できないか検討してほしい。

また、幼・保・小の連携については、送り出す側となる幼・保側から小学校への連携も重要と考えられる。幼児教育センター事業等を通じてより充実化を図ってほしい。

子ども・子育て総合相談窓口の創設（P98） ●●●●●●●●

【担当部署】：子育て支援課

① 取組み内容について

1. 妊娠・出産時の支援の推進
2. 子育てに関わる総合的な相談とサービスの案内・提供

② 達成度 （高 **中** 低）

③ 現状

- ・平成 29 年 7 月に総合相談窓口を開設、妊婦全数面接を開始。

妊婦全数面接実施率 平成 29 年度は 84.1%
平成 30 年度は 93.4%

相談受付総数 平成 29 年度 5,526 件
平成 30 年度 7,135 件

内訳 ひとり親支援 平成 29 年度：450 件 平成 30 年度：533 件
生活関連相談 平成 29 年度：48 件 平成 30 年度は 44 件
子育て相談 平成 29 年度：32 件 平成 30 年度：33 件
不登校・ひきこもり相談 平成 29 年度：13 件
平成 30 年度：20 件

<達成度の理由>

1. 妊娠、出産時の支援の推進については、今後関係機関とのネットワーク構築のより一層の強化を目指しており、また、2. 子育てにかかわる総合的な相談のサービスの案内・提供については、不登校・ひきこもり等の相談についてより一層の周知を要すると共に、相談に応じる相談員の一層の専門性の向上を要することから、達成度は「中」としている。

④ 今後の方向性

- 子育て世代包括支援センターについては、令和2年の開設を目指す。
- 不登校・ひきこもり等に関する相談員の専門性については、研修等の機会を通じ向上を図っていく。

⑤ 委員評価

平成29年度に窓口を開設し、妊婦全数面接の実施をはじめ切れ目のない支援を推進していることについては、評価したい。

今後、妊婦全数面接については、特に妊婦のニーズを適切に把握し、提供できるよう、調査・研究また事業の振り返りを徹底してほしい。

また、ひきこもり・不登校の相談窓口としては、相談員が研修等を通じて専門性を高めていくとともに、教育や福祉部局との連携を図りながら、当事者の視点に立った相談・支援体制を展開してほしい。また、つなぎ先となる社会資源については、近隣の自治体と連携しながら、広域にわたった対応ができるよう検討してほしい。

生活困窮世帯への学習支援事業の推進 (P104) ●●●●●●●●

【担当部署】：福祉総務課・子育て支援課

① 取組み内容について

1. ひとり親家庭の子どもへの支援
2. 生活困窮世帯の子どもへの支援

② 達成度 (高 中 低)

③ 現状

1. ひとり親家庭の子どもへの支援
 - ひとり親家庭ホームヘルプサービス派遣回数
28年度：489回 29年度：623回 30年度：348回
 - ひとり親家庭児童訪問援助回数
30年度：8回
 - 生活困窮世帯の子どもへの支援
 - 東京都母子及び父子福祉資金の貸付相談件数
28年度：379件 29年度：69件 30年度 139件
 2. 平成28年度 生活保護受給世帯を対象 富士見台で週2回実施。
参加者4名、うち中学校3年生が高校に合格する成果があった。
平成29～30年度 生活困窮者世帯を対象を拡充 西福祉館、富士見台
でそれぞれ週1回実施。
 - ※「生活困窮世帯」とあるが、経済状況は厳密にはみておらず、何らかの課題がある場合には必要を認め広く受入れ実施。
29年度：11人 30年度：20人
(発達障害や何等かの課題がある子がほとんど)令和元年度はプロポーザルを行い、株式会社と地域の団体との2ヶ所に委託 富士見台と西でそれぞれ週1回実施。
それぞれ定員は21名。10月末時点で富士見台13名、西12名が在籍。
小学生と中学生以上で時間帯を分けることで、部活等がある中学生以上の子どもたちも参加しやすくなっている。
- 同年より、訪問型支援も開始、10月末時点では3名が利用。
これまで経済状況については厳密にはみていなかったが、令和元年度からは、経済的要件を改めて敷き、対象者を絞った（生活保護受給世帯、生活困窮世帯。経過措置あり）。

<達成度の理由>

1. ・ひとり親家庭ホームヘルプサービスについては、サービス利用が重なる夜間・土日祝日の派遣が難しいことがある。
・東京都母子及び父子福祉資金の償還、特に滞納整理については、家計状況を把握の上、対象者と共に返済計画を立て償還支援を行っているところであるが、連絡・家庭訪問等をもって対象者と連絡がつきづらい状況がある。
2. 今年度定員を増やし、また児童扶養手当の現況届にチラシを入れ込むなど周知の工夫も図っているが、まだ空きがある状態で、利用増に至っていない。

これらのことを踏まえ、達成度を「中」としている。

④ 今後の方向性

1. 現在、生活困窮世帯等に対する給付型奨学金制度等が開始されている。国等の動向を注視し東京都母子及び父子福祉資金との連動を図りながら、子ども・家庭への学習支援事業の向上を図っていく。
2. 参加率を高めるために周知の方法をいくつか試しているが、利用増については引き続き検討していく。

⑤ 委員評価

ひとり親家庭への支援を着実に実施していること、また、生活困窮者を対象とした学習支援については規模の見直しや訪問型支援の開始と年々工夫を検討しながら実施していることは、評価したい。

子育てに関する情報提供事業の充実（P109） ● ● ● ● ● ● ● ●

【担当部署】：児童青少年課・子育て支援課

① 取組み内容について

1. スマホアプリの導入
2. 子育て情報誌の発行及び充実
3. 「子育て施設・遊び場マップ」の作成

② 達成度 (高) 中 (低)

③ 現状

1. 平成 28 年度に「くにたち子育て応援アプリ」を開発、現在運用開始より 4 年目となる。
ダウンロード数は令和元年 9 月時点で 2,549 件、アクティブユーザー数（月 1 回以上利用するユーザー数）は 653 人。
特に利用者の指標となるアクティブユーザー数は、情報発信件数を増加させた平成 30 年度より平均して 100 ほど伸び、利用率の向上を実感している。
令和元年度より、当該アプリでの情報を、Facebook、PIAZZA（民間の地域型 SNS アプリ）でも同時発信を開始。
- 2・3. 平成 28 年度に『くにたち子育てサポートブック』を発刊
平成 29 年度に『くにたちゆりかごサポートブック』を発刊
平成 30 年度に『2019 年度くにたち子育てサポートブック』を発刊

<達成度の理由>

1. 平成 30 年度以降、各種イベント情報の発信数の増加を実施。また、不審者情報や幼児教育レシピ、離乳食レシピといった新たなコンテンツの発信も開始。これらの情報は、アプリを起動させずとも、ダウンロードしている端末には通知が届く「プッシュ通知機能」により発信している。これにより、利用率の向上につながっているため、達成度としては「高」とした。

④ 今後の方向性

1. 子育て世代の多くがスマートフォンユーザーであることに鑑み、更なる発信情報の充実化を図っていく。

現状、「くにたち子育て応援アプリ」の仕様上、職員が各種情報を取得して発信するところまで担う必要があるため、他のアプリ等の活用により、その省力化を図りながら発信情報の充実化を図ることができるかについて、検証していく。

2・3. 改定を要する場合は、情報を精査し編纂する。

⑤ 委員評価

アプリによる情報提供の強化、また、アプリ以外の媒体を活用した情報発信の開始と、情報提供手段の拡張の工夫が具体的に図られていることは、評価したい。

今後は、妊娠期や産後の保護者等、各種行政情報を必要としている方々に対し、アプリ等といった媒体をより認知してもらえよう、周知の強化に努めてほしい。

「国立市第五次男女平等・男女共同参画推進計画」に則した事業の推進 (P123)

【担当部署】：市長室

① 取組み内容について

1. 男女共同参画の意識づくり
2. 固定的性別役割分担の解消
3. ワーク・ライフ・バランスの推進

② 達成度 (高 中 低)

③ 現状

国立市第5次男女平等・男女共同参画推進計画（計画期間：平成28年度～令和5年度）の推進状況調査報告書を毎年度作成し公表することで、計画の実行性の確保を図った。また、計画中間年度にあたる平成31（令和元）年度には、国立市男女平等推進市民委員会に中間評価を諮問し、点検・評価の基礎資料とするために無作為抽出した18歳以上の市民男女3,000人を対象とした多様な性と人権に関する市民意識調査を実施し、報告書を作成し、公表した。

平成30年5月にJR国立駅高架下開設した「くにたち男女平等参画ステーション パラソル」において、講座やイベントの開催のほか、全戸配布の情報誌の発行（年2回程度）、各種専門相談の実施、交流促進等の事業を通じて、市民・教育関係者・事業者等へ向けた情報発信の拠点施設として多様な手段で情報発信を行っている。

LGBT庁内研修：市長室と職員課の共催にて、市職員及び市内公立小学校教職員、市議会議員等を対象にLGBTを含む性の多様性を理解し、適切な対応方法を学ぶための職員研修を実施した。

開催日 平成30年9月28日／場所 くにたち市民総合体育館／参加者 28名
講師 原ミナ汰氏（NPO法人共生社会をつくるセクシュアル・マイノリティ支援全国ネットワーク 代表理事）
市内在住の当事者の方（アドバイザー）

男女平等参画兼DV対策推進連絡会の開催：各課に1名以上男女平等参画兼DV対策推進員を設置し、推進連絡会を年1回開催した。

開催日 平成30年7月6日／場所 国立市役所

多様な性に関する施策として、市内公立小中学校では保健指導に合わせて小学校4年時及び中学校1年時に生徒への授業を実施している。また、相談体制と教員の知識の標準化を図るため平成30年度より全教職員を対象とし研修を全校で実施している。その他の取組として、女子中学生の制服のストラックス選択制の導入、プール授業中のラッシュガードの着用許可等が実施されている。

東京レインボープライド2018への出展。平成30年度施行した「国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例」の周知と、LGBTの方々が暮らしやすいまちづくりのため必要となる施策を検討するための当事者の意識調査等を目的として、「東京レインボープライド2018」でブース出展を行った。

出展日 平成30年5月5日～6日／場所 代々木公園イベント広場

平成31年4月1日に、「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」を施行した。これまで市は「人間を大切にする」をまちづくりの基本理念としてきたところ、条例施行により新たにソーシャル・インクルージョンの理念を取り入れ、人権の尊重と多様性の理解を推進した平和なまちづくりを目指すことを定めた。本条例に基づき、今後は、ソーシャル・インクルージョンの理念を、市のあらゆる分野の施策に活かすこととなった。

<達成度の理由>

- ・ワーク・ライフ・バランスについては、『平日の1日のうち、仕事・学業に費やす時間が平均12時間以上の人の割合』について、中間評価時点の目標値6.5%に対し、令和元年度実施の多様な性と人権に関する市民意識調査結果は5.7%と目標値より改善された。
- ・一方、『「男は仕事、女は家庭」という考え方に「そうは思わない」という人の割合』は、中間評価時点の目標値65.6%に対し、令和元年度実施の多様な性と人権に関する市民意識調査結果は58.6%（女性62.5%・53.1%）であり、固定的性別役割分担意識の解消を含む男女平等参画意識の大きな前進は見られない。
- ・また、政策方針決定への女性参画として、市の審議会・委員会等の附属機関のうち性別比率が男女共に30%以上になっている審議会等の割合は、中間評価時点の目標値66%に対して、平成30年度は40.74%と目標を下回っている。

④ 今後の方向性

- ・国立市男女平等推進市民委員会の中間評価で提言された内容について、各課と共有し、令和2年度以降の各課の施策に反映できるよう努める。

⑤ 委員評価

平成30年度に「国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例」を施行、また、平成31年度に「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」を施行したことで、市の男女平等の推進施策が飛躍的な前進を遂げたことについては、第三次国立市子ども総合計画の視点においても評価したい。

しかし実際には、幼児期より自分の性について違和感を覚えている子どもも存在しており、そのことに子ども本人、あるいは周囲が十分に理解できなければ、その子の自己肯定感が低下していくおそれのあるままである。そのために、子どもが幼児期のうちから多様な性の在り方について理解できるよう、子ども本人や子どもと保護者・支援者等とがともに学ぶ機会について、より早期化できないか検討してほしい。

また、女子中学生の制服の選択制等が具体的な施策として挙げられているが、多様な性の認識において達成すべき本質はその先にあることと捉え、今後の施策について検討してほしい。

男女平等参画意識の向上にあたっては、より実質化が図れる取組みについて検討してほしい。

保育サービスの整備・提供体制の充実（P127） ● ● ● ● ● ● ● ●

【担当部署】：児童青少年課

① 事業の概要について

1. 認可保育所の新設、認定こども園の認可、地域型保育所の整備をします。
2. 国立市子ども・子育て支援事業計画に基づき、平成31年度までに保育施設の整備を行い待機児童の解消を図ります。
3. 幼稚園教諭や保育士等による合同研修、配慮を必要とする子どもにかかわる職員の資質向上を図ります。
4. 教育・保育にかかわる職員の処遇改善を図ります。

② 達成度 （高 **中** 低）

③ 現状

4年間（平成28年度～令和元年度）の事業内容
（第二期国立市子ども・子育て支援事業計画参照）

◆待機児童数の推移

（人）

| 〈旧定義〉 | 0歳 | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 | 計 |
|-------|----|----|----|----|----|----|-----|
| H28.4 | 12 | 45 | 41 | 10 | 1 | 0 | 109 |
| H29.4 | 24 | 71 | 24 | 2 | 4 | 0 | 125 |
| H30.4 | 17 | 37 | 19 | 5 | 3 | 0 | 81 |
| H31.4 | 29 | 54 | 4 | 7 | 0 | 4 | 98 |

| 〈新定義〉 | 0歳 | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 | 計 |
|-------|----|----|----|----|----|----|-----|
| H28.4 | 6 | 32 | 32 | 10 | 1 | 0 | 81 |
| H29.4 | 18 | 59 | 20 | 2 | 2 | 0 | 101 |
| H30.4 | 13 | 21 | 15 | 3 | 1 | 0 | 53 |
| H31.4 | 12 | 31 | 0 | 3 | 0 | 0 | 46 |

- 平成28年度 小百合学園の認定こども園化（0～5歳、保育定員66人）、きたひだまり保育園開園（0～2歳、定員60人）、あじさい保育園開園（0～2歳、定員19人）
- 平成29年度 こぐまこどものいえ認可化（0～2歳、定員27人）、国立市保育支援型幼稚園事業の開始
- 平成30年度 国立たいよう保育園開園（0～5歳、定員66人）、北保育園改修（定員+15人）
- 令和元年度 さくらっこ保育園認可化（0～2歳、定員30人）、国立クムクム保育園開園（0～5歳、定員80人）、国立ひまわり保育園開園（0～5歳、定員131人）

<達成度の理由>

- これまで施設整備に努めてきたが、保育需要の伸びもあり、平成31（2019）年4月時点においてもなお待機児童が生じており、0歳・1歳に待機児童が集中している。
- 待機児童の状況について分析をすると、これまでで最も待機児童数の多かった平成29（2017）年4月には、特に1歳において「フルタイム共働きでも保育園に入れない」と言われるほどの状況があったところ、平成30（2018）年度、令和元（2019）年度の施設整備により、この状況からはほぼ脱却したといえる。

④ 今後の方向性

○待機児童解消対策

ア) 新規施設整備について

待機児童の減少に伴い、今後、規模の小さい0～2歳の保育園の整備を行う。ただし、保育需要の動向に注意しながら、市内既存保育園・幼稚園等との十分な意見交換の上で、整備することとする。同時に、「3歳の壁」の拡大につながらないような措置を講じた施設整備とする。

イ) 幼稚園教育への理解の推進

分析結果から、短時間就労の方も保育園への入所申込みをしている状況がうかがえる一方で、国立市内の各幼稚園は、預かり保育の充実等に力を入れていることから、それらの就労ニーズに応えつつ、各幼稚園の特色ある幼児教育を提供することができる。「3歳の壁」問題への対応ともなることから、各幼稚園と協力し、保護者へのPR強化等、更なる幼稚園教育への理解の推進を図る。

ウ) 認証保育所等の入所者への対応策

認可保育所等への入所を希望していながら入所できず、やむを得ず認証保育所等の認可外保育施設に入所している児童への対応策について、検討する。

エ) 新規施設整備以外の対策の検討

施設整備を要しない対応策（例：ベビーシッター利用支援事業等）について検討する。

（第二期国立市子ども・子育て支援事業計画参照）

○子どもにかかわる職員の資質向上

「【新規】幼児教育推進プロジェクト『ここすき！』」の項目に記載

⑤ 委員評価

待機児童数ゼロには至らなかったものの、（第一期）国立市子ども・子育て支援事業計画に則り、令和元年度までの期間に待機児童解消に向けて必要な措置を講じ、適切にその解消を実現させたことは、評価できる。

あらゆる事件・事故から子どもを守るまちづくりの推進 (P132) ●●●●●●

【担当部署】：防災安全課、児童青少年課

① 取組み内容について

1. 「(仮称) 安心・安全まちづくり条例」の制定に先駆けて、犯罪・暴力・事故・いじめ・メディア・薬物・飲酒・喫煙などから児童を守るための庁内関係部署による連携会設置を検討。
2. 子どもや高齢者の安全確保の観点を含めた「(仮称) 安心・安全まちづくり条例」の制定を目指す。
3. 他の自治体の事例を参考にし、新たな地域住民による子どもや高齢者の見守り手法の検討。

② 達成度 (高 中 低)

③ 現状

「(仮称) 安心・安全まちづくり条例」については、平成30年9月議会での条例提案に向け準備をしていたが、平成31年4月に施行された「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」との関係性の整理が必要となった。そのため、平成31年2月に政策調整会議を開催し、以下のとおり確認を行った。

- ・これまで検討してきた条例素案については、経過や理由を議会等に説明する中で、安心・安全まちづくり条例（基本条例、個別条例）としての提案は行わない。
- ・安心・安全の計画については、「(仮称) 安心して暮らせるまちづくり計画」といったものを作成する方向性で進める。なお、計画の基礎となる施策体系については、市の総合基本計画の施策体系に合わせていく必要がある。よって、総合基本計画の施策体系の見直しに合わせて「(仮称) 安心して暮らせるまちづくり計画」の策定を進めていく。

<達成度の理由>

「(仮称) 安心して暮らせるまちづくり計画」を作成するにあたっては、市の総合基本計画の施策体系に合わせていくこととしたことから、総合基本計画の施策体系が確定し次第、計画策定を進めていく。

④ 今後の方向性

市の総合基本計画の施策体系が確定され以降、「(仮称)安心して暮らせるまちづくり計画」の策定を進めていく。

⑤ 委員評価

「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」の制定及び市の総合基本計画との整合を踏まえ、条例制定から、計画策定に方向性を改めたことは確認できた。当該計画策定においては、子ども等の安全確保の観点が適切に含まれるよう検討を続けてほしい。

その他、具体的な意見として、不審者情報等の発信について、保護者宛ての連絡発信はあっても、今まさに遊んでいる子どもたちに知らせるための手段は講じられていないため、防災無線の活用などを含め、更なる周知について検討してほしい。

国立駅周辺に子育て支援施設の整備を検討する事業（P135） ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

【担当部署】：国立駅周辺整備課、児童青少年課、子育て支援課

① 取組み内容について

1. 「国立駅南口複合公共整備基本計画（素案）」に基づく子育て支援機能の整備検討

② 達成度 （高 中 低）

③ 現状

平成 29 年 2 月に「国立駅南口複合公共施設整備基本計画」を策定し、公共施設機能の一つに子育て支援機能を位置づけている。令和 4 年度の施設開設を目指し、準備を進めていたが、平成 29 年中に旧国立駅舎再築用地に隣接する場所における J R 東日本の土地利用の考え方が新聞報道等で明らかになり、市民、議会の中で様々な議論が生じた。国立駅南口駅前については、国立駅南口複合公共施設用地のあり方も含めて、J R 東日本と協議しているところであり、子育て支援機能についても、その協議の中で検討している。

<達成度の理由>

国立駅南口駅前については、国立駅南口複合公共施設用地のあり方も含めて、J R 東日本と協議しているところであり、子育て支援機能についても、その協議の中で検討している。

④ 今後の方向性

- ・当初計画時と同様の子育て支援機能を確保することができるよう、J R 東日本と協議を進めていく。

⑤ 委員評価

協議状況については確認できた。引き続き、子育て支援機能の適切な整備を進めてほしい。

地域の子どもは地域が育てる放課後学習支援教室の推進 (P138) ●●●●●●

【担当部署】：教育指導支援課

① 取組み内容について

1. 放課後学習支援教室の推進

② 達成度 (高 中 低)

③ 現状

- 1 平成 26 年度より小学校で 5・6 年生を対象に実施している「放課後学習支援教室」については、3 年間かけて平成 28 年度より全校実施となった。

平成 30 年度の参加児童数 268 名 (参加率 25.3%)

平成 30 年度より中学校でも補習教室に地域人材を活用し 3 校で 59 日間実施した。

④ 今後の方向性

- ・現在実施している「放課後学習支援教室」を継続するとともに、学童や放課後キッズ等の事業との連携・統合を検討する。

⑤ 委員評価

放課後学習支援教室について、継続的に、また拡充を図りながら実施していることは、評価したい。

本事業は学童保育所等に登録している児童のみに限定される性質のものではないため、統合等を検討するにあたっては慎重な議論を実施してほしい。

5. 国立市子ども総合計画審議会条例

(設置)

第1条 国立市子ども総合計画に関する事項を審議するため、国立市子ども総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長からの諮問に応じて、次に掲げる事項について審議し、その結果を市長に答申する。

- (1) 子ども総合計画の策定に関すること。
- (2) 子ども総合計画の推進及び評価に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員11人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 学校教育、保育及び幼稚園の関係者 4人以内
- (3) 地域教育の関係者 2人以内
- (4) 公募により選出された市民 3人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(特別委員)

第5条 第3条第2項に定めるもののほか、特別の事項の調査及び審議に関し必要がある場合には、審議会に特別委員を置くことができる。

- 2 特別委員は市長が委嘱又は任命する。
- 3 特別委員の任期は、当該特別の事項の調査及び審議が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を主宰する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(専門委員)

第7条 第3条第2項に定めるもののほか、専門的な事項を調査させるため必要がある場合には、審議会に専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は市長が任命する。
- 3 専門委員の任期は、当該専門的な事項の調査が終了するまでとする。

(審議会の会議)

第8条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員及び議案に関係ある特別委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員及び議案に関係ある特別委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会議は、必要に応じて委員及び議案に関係ある特別委員以外の者の出席を求め、意見又は説明等を聴くことができる。

(庶務)

第9条 審議会に関する庶務は、子ども家庭部児童青少年課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和49年11月国立市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条中第55号を第56号とし、第26号から第54号までを1号ずつ繰り下げ、第25号の次に次の1号を加える。

(26) 子ども総合計画推進委員会委員

第4条中「第52号」を「第53号」に改める。

第5条中「第53号」を「第54号」に、「第55号」を「第56号」に改める。

別表第2中

「

| | |
|--------|-----------|
| 社会教育委員 | // 9,100円 |
|--------|-----------|

 」
を

「

| | |
|----------------|-----------|
| 社会教育委員 | // 9,100円 |
| 子ども総合計画推進委員会委員 | // 9,100円 |

 」

に改める。

付 則（平成20年9月24日条例第23号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年11月1日から施行する。

付 則（平成21年3月31日条例第5号）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和49年11月国立市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第28号中「子ども総合計画推進委員会委員」を「子ども総合計画審議会委員」に改める。

別表第2職名の欄中

「

| |
|----------------|
| 子ども総合計画推進委員会委員 |
|----------------|

 」
を

「

| |
|--------------|
| 子ども総合計画審議会委員 |
|--------------|

 」
に改める。

付 則（平成24年12月26日条例第28号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成27年3月31日条例第5号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和49年11月国立市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第34号中「子ども総合計画審議会委員」を「子ども総合計画審議会委員（特別委員を含む）」改める。

6. 国立市子ども総合計画審議会 委員名簿

(任期：令和元年8月20日～令和3年8月19日)

| | 分野 | 所属 | 氏名 | 備考 |
|---|-------------------------------|-----------------------------|-----------------------------------|-----------------------|
| 1 | 学識経験者 (2) | 大妻女子大学 | ◎加藤 悦雄 <small>かとう えつお</small> | 准教授 |
| | | 国土館大学 | ○堀井 雅道 <small>ほりい まさみち</small> | 准教授 |
| 2 | 学校教育、 保育・幼稚園 関係者 (4) | 国立市立小中学校校長会 | 小林 理人 <small>こばやし ともひと</small> | 国立第二小学校校長 |
| | | 国立市私立幼稚園協会 | 小澤 崇文 <small>おざわ たかふみ</small> | ふたば幼稚園園長 |
| | | 国立市私立保育園園長会 | 吉田 順 <small>よしだ じゅん</small> | あいわ保育園園長 |
| | | 東京都立第五商業高等学校 | 北村 基 <small>きたむら もと</small> | (令和元年8月19日まで) 主任教諭 |
| | | 東京都立第五商業高等学校 | 熊川 英里 <small>くまがわ えり</small> | (令和元年8月20日から) 主任教諭 |
| 3 | 地域教育 関係者 (2) | 公益財団法人東京YMCA | 中里 敦 <small>なかざと あつし</small> | 主任主事 |
| | | 日本放送協会学園高等学校 (NHK学園高等学校) | 佐藤 絹子 <small>さとう きぬこ</small> | 教諭 |
| 4 | 公募選出市民 (3) | 市民 | 佐藤 昌文 <small>さとう まさあき</small> | |
| | | 市民 | 野島 美佳 <small>のしま みか</small> | |
| | | 市民 | 羽生 久美子 <small>はにゅうくみこ</small> | |

◎：会長 ○：副会長

